

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市水洗便所等改造資金利子補給
補助事業等の目標	水洗便所の普及促進と環境衛生の向上を図る。
補助事業等の対象者	くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者、便所以外の汚水の排水設備を設置しようとする者又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者（以下「排水設備を整備する者」という。）で、諏訪市水洗便所等改造資金の融資あっせん要綱（平成 22 年諏訪市公営企業告示第 1 号。以下「要綱」という。）の規定に基づき融資を受けた者。
補助対象経費	排水設備を整備する者が、要綱の規定に基づき融資を受けた資金の支払利子。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	70 万円を限度とする当該貸付金利子相当額（延滞利子を除く） 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 融資額が補助額に影響するため、5 万円未満となることもある。 水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため補助率 1/2 を超えて補助する必要がある。
補助事業等の評価	融資あっせん申請書及び添付書類等をもとに、担当部署により補助事業の効果の評価する。
補助事業等の開始時期	平成 7 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 水洗便所の普及促進と環境衛生の向上のため 3 年を超えて継続する必要がある。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補給金は、資金を借り入れた金融機関からの改造資金融資状況報告書兼利子補給請求書及び改造資金融資状況明細書に基づき、当該金融機関に一括して支払い、即日利用者個人の口座へ振り込むものとする。
提出書類	(1) 改造資金融資状況報告書兼利子補給請求書 (2) 改造資金融資状況明細書 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 建設水道部 水道課 下水道係